

第53条

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。



この条文によれば、各議院の4分の1の要求があれば、内閣は必ず臨時国会を開かなければなりません。ところが一ヶ月以上経った現在でも、まだ、開かないままです。全国に緊急事態を宣言し、不要不急の外出を控えて頂く。

生活必需品以外のお店は全て休業をお願いする。その補償として全国民に対する10万円の特例定額給付金、持続化給付金の再支給を行う。昨年春と同様厳しいやり方をとりながらワクチン接種が進むのを待つ、これしかありません。

そのためには、臨時国会を開き、補正予算の審議をする必要があります。

なぜ国会を開かないのでしょうか。政府は、憲法にはいつまでに国会を開けとは書いていないので開かなくても良いという考え方のようですが、今は非常時です。すぐに臨時国会を開くことが憲法上の要請ではないでしょうか。予算委員会で菅総理の責任を問われることを恐れている場合ではない。むしろ、予算委員会など国会の場合で、菅総理自ら説明責任を果たすべきです。

総裁選をしても何かが決まるわけではありません。まず国会を開会して超党派でコロナ対策を決めるべきです。我々も法案・予算の早期の成立に協力をします。